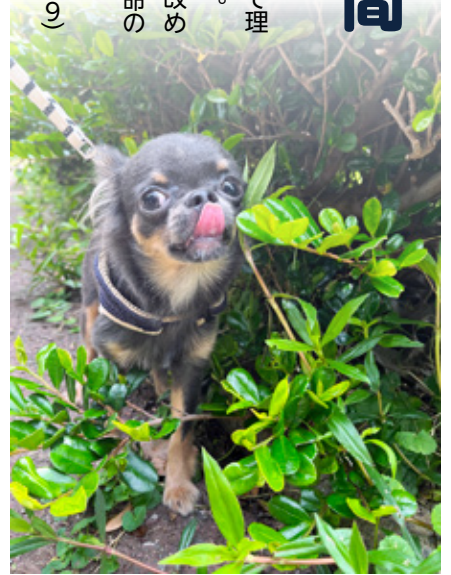


9月20日～26日

動物愛護週間

動物の愛護と正しい飼い方について理解と関心を深めるための週間です。この機会に動物も命あるものと改めて認識し、飼い主としての責任や命の大切さについて考えましょう。

●環境保全課(内線149)



▼無責任な餌やりはだめ

かわいそうだからと飼い主のいない猫に無責任に餌をやることで、殺処分される不幸な命を生み出すことがあります。「餌をやるだけ」でなく、自分で飼うことも検討してください。また、餌をやるために他人の所有地に無断で立ち入ってはけません。

▼虐待や遺棄の禁止

愛護動物を虐待したり捨てたりすることは犯罪です。違反者は、懲役や罰金が科せられます(動物愛護管理法)。

▼犬を飼っている人へ

犬の登録、狂犬病の予防接種、鑑札の装着は法律で義務付けられています。また、散歩の際には、糞を持ち帰る、尿を水で流すなど始末を行ってください。

「わんにゃん募金箱」設置中



動物の愛護や管理に対する理解の普及・啓発を目的に募金箱を設置しています。集まった募金は野良猫対策や動物愛護推進のために活用します。

設置場所

市役所案内、各出張所窓口

設置日時

平日8時30分～17時15分

令和3年度の募金額と使途

募金額(令和3年8月～令和4年3月)

3万1780円

全額を「野良猫不妊・去勢手術費用助成金」に使わせていただきました。募金へのご協力ありがとうございました。

ペットを飼いたいと思ったら

- 1 まずは家族で十分に話し合ひましょう。ペットについて学び、迎える準備をしましょう。
- 2 ペットを迎える選択肢の1つとして、自治体などから保護犬・猫の譲渡を受けることも検討してみてください。
- 3 飼いたい動物を自分の目でしっかりと確認しましょう。販売業者や譲渡者から、その動物の飼い方や病歴、寿命、不妊・去勢手術について、説明を受けましょう。
- 4 ペットを飼わない選択肢もあります。最期まで飼う覚悟がなければ、飼わないことが正しい選択です。

ペットを飼い始めたら

- 1 ペットの健康管理に注意し、ルールやマナーを守って、ペットがその命を終えるまで、責任をもって適切に飼いましょう。
- 2 犬や猫は室内飼いを推奨しています。散歩などの外出時には迷子にならないよう、必ずリードやケージを使いましょう。
- 3 迷子になった時のため、マイクロチップの装着や飼い主の氏名・連絡先がわかるものを身につけさせましょう。
- 4 適切に飼うことのできる頭数を保つことは飼い主の責任です。繁殖予定がなければ不妊・去勢手術を行い、むやみな繁殖を抑えましょう。手術を行うことで、ペットの病気を予防することもできます。

犬・猫のマイクロチップ登録義務化

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴い、6月1日から、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、販売前に個体識別のためのマイクロチップを装着し、指定制録機関へ情報を登録することが義務化されました。飼い主になる際には、飼い主の情報変更登録の手続きが必要ですが、必要です。

※本市では、マイクロチップの登録とは別に、これまでどおり狂犬病予防法に基づく登録や変更、死亡の届け出、犬の鑑札の装着が必要です。

ペットも災害に備えよう

災害時に素早く避難できるように、ペットの避難用品を準備し、日頃からしつけをしておきましょう。

ペット同行避難所ではケージで過ごすことになるので、ケージに慣れさせておきましょう。

▼主なペットの避難用品

- ・ケージやキャリー
- ・などの収容用品
- ・フードや水(5日分以上)
- ・食器
- ・トイレ用品
- ・常用品

